

## 公的研究費使用及び研究活動の不正防止への取り組みについて

2007年11月

敬和学園大学では、平成19年2月15日付け18文科科第829号の文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び科学技術・学術審議会特別委員会報告書「競争的資金に係る研究活動の不正行為対応ガイドライン」（平成18年8月）に基づき、公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為防止について、機関内の責任体制を明確にし、以下のとおり取り組みます。

### 機関内の責任体制

1. 機関全体を統括し、補助金の運営・管理について最終責任を負う者として学長を「最高管理責任者」とします。
2. 最高管理責任者を補佐し、補助金の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、事務局長を「統括管理責任者」とします。

### 不正防止にあたっての体制整備

1. 「科学研究費補助金の事務取扱規程」、「研究費の不正使用及び研究活動の不正防止に関する規程」に基づき、公的研究費の適正な管理・運営を行います。
2. 研究体制整備委員会（学長を委員長とする）を設置し、学内の研究環境の整備及び不正防止対策について検討し、推進します。

### 研究費の適正な運営・管理活動

1. 「科学研究費補助金使用にあたっての手引」を作成し、研究費の使用について学内の使用ルールを研究者及び事務職員に徹底し、適正な運営・管理を行います。

### 情報の伝達を確保する体制の確立

1. 本学における研究費の不正使用及び研究活動の不正行為について相談・通報（告発）窓口を設置します。

【相談・通報（告発）窓口】 敬和学園大学総務課総務係

住 所 〒957-8585 新潟県新発田市富塚 1270

電話番号 0254-26-2394（直通）

E-mail [somu@keiwa-c.ac.jp](mailto:somu@keiwa-c.ac.jp)

※ 通報（告発）にあたっては、通報者に不利益な取り扱いは一切おこないません。  
また、その通報内容についての秘密は保持されます。

ただし、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する等の通報を行った者に対しては、本学の定めに従い懲戒処分等が課されます。

2. 公的研究費の事務処理手続きに関する機関内外からの相談窓口を設置します。

**【事務手続きに関する相談窓口】**

敬和学園大学総務課総務係

電話番号 0254-26-2394（直通）

E-mail [somu@keiwa-c.ac.jp](mailto:somu@keiwa-c.ac.jp)

**【使用ルールに関する相談窓口】**

敬和学園大学総務課会計係

電話番号 0254-26-2394（直通）

E-mail [kaikei@keiwa-c.ac.jp](mailto:kaikei@keiwa-c.ac.jp)

**モニタリングのあり方**

1. 不正の発生の可能性を最小にすることを旨として、研究体制整備委員会はモニタリング及び監査制度を整備し、定期的にモニタリング及び内部監査を実施します。

**不正な取引に関与した業者への処分**

1. 公的研究費使用において、本学の教職員と共謀して、架空又は事実と相違する取引を偽装し、不正に代金を受領するなど不正な取引に関与したことが認められた場合には、学長は取引停止等の処分を行います。